

2023まち第340号

2023年9月29日

各 位

須坂市長 三木 正夫
(公 印 省 略)

須坂都市計画道路の変更、須坂都市計画用途地域の変更、須坂都市計画伝統的建造物
群保存地区の決定について（通知）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

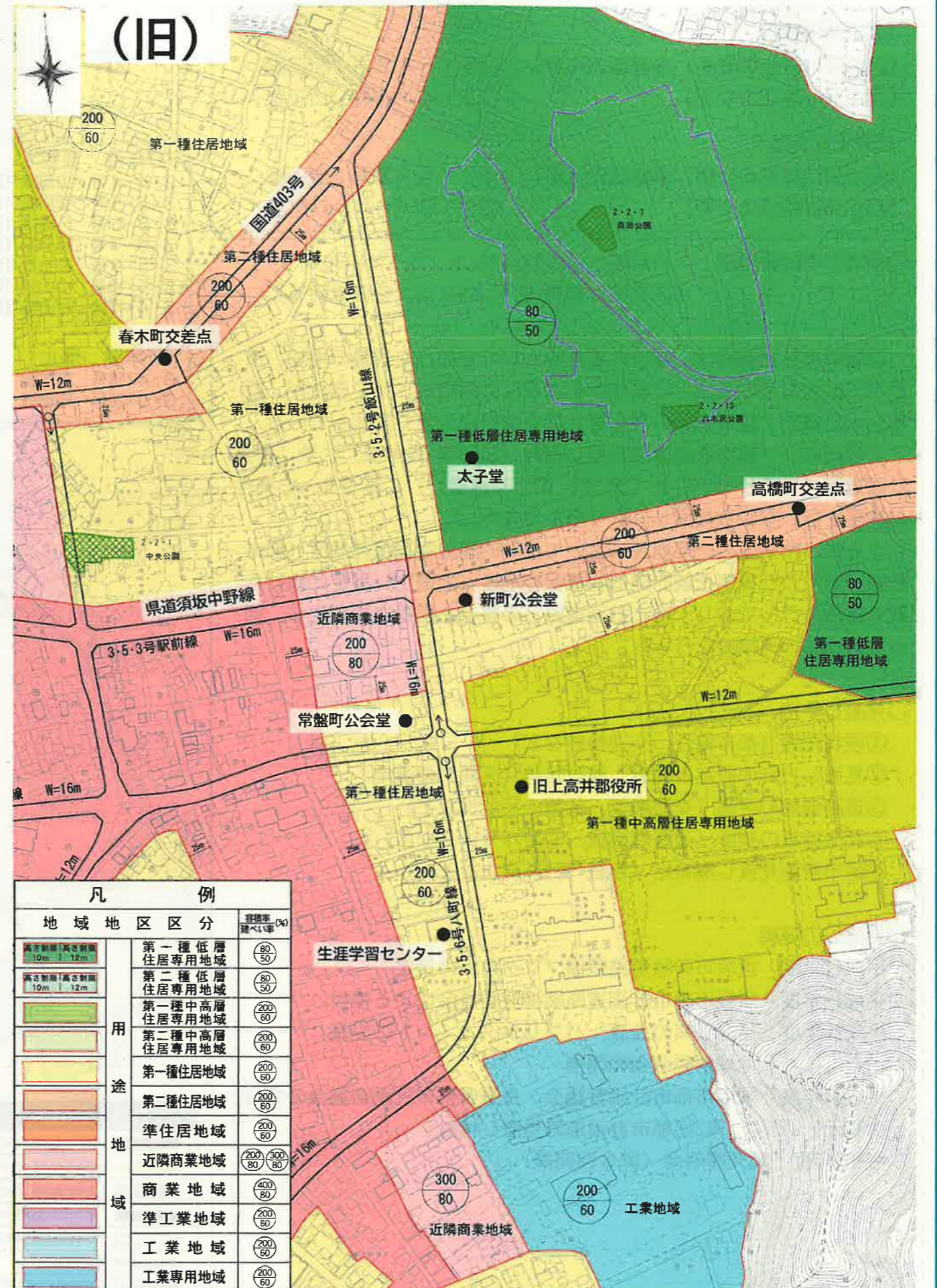
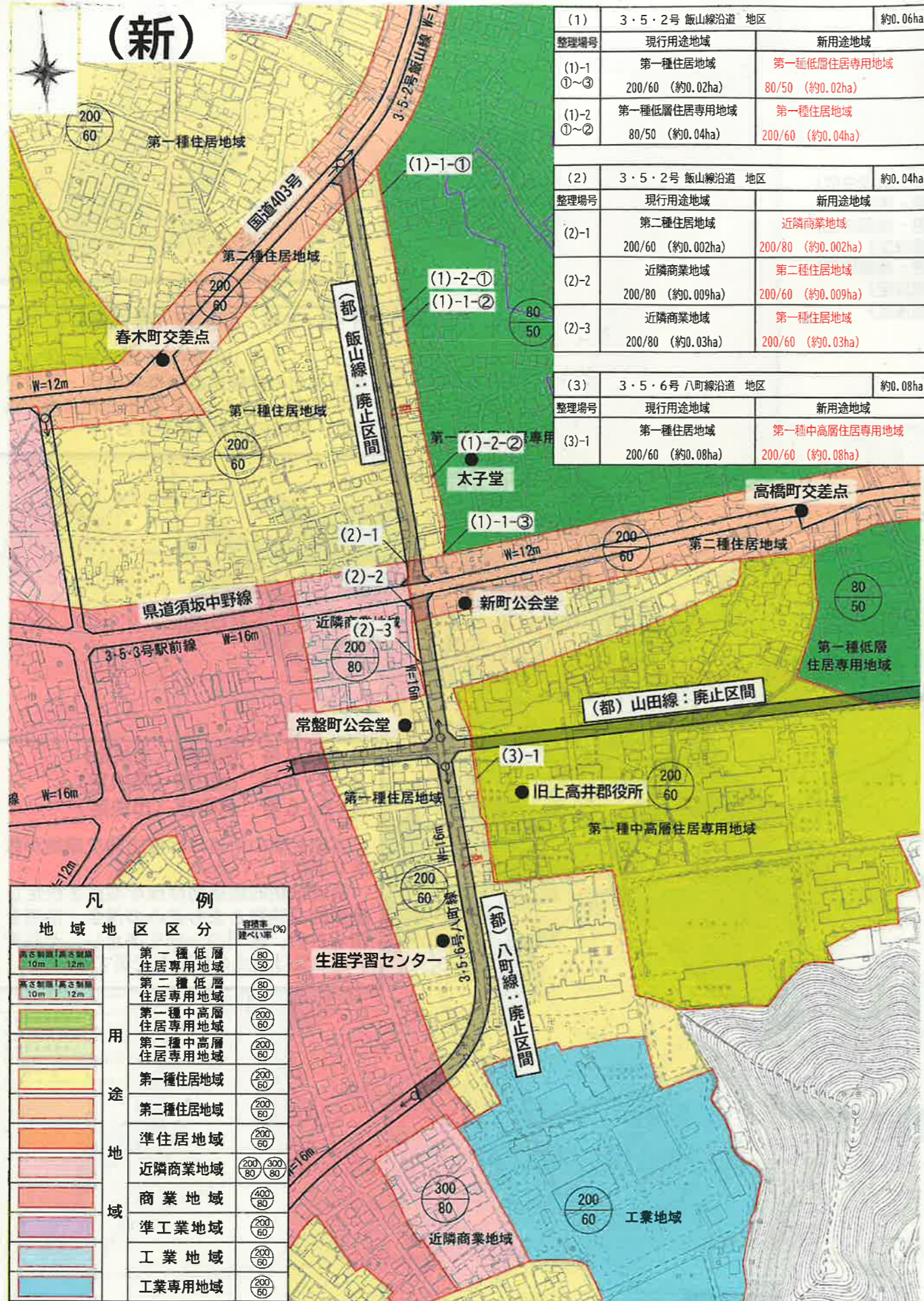
日頃より、市政発展のためにご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、須坂都市計画道路の変更、須坂都市計画用途地域の変更、須坂都市計画伝
統的建造物群保存地区の決定を2023年9月28日付で告示しましたのでお知らせいた
します。概要については、別紙図を参照ください。なお、都市計画図については現在
修正中です。

不明な点等ありましたら、下記担当までご連絡ください。

担当 須坂市 まちづくり推進部 まちづくり課 都市計画係 神林 久雄（係長） <u>佐々木 太一（担当者）</u>
電話 026-248-9007（課専用）
ファクシミリ 026-248-9040
メールアドレス s-machidukuri@city.suzaka.nagano.jp

用途地域変更（新旧対象図） 参考図書



須坂都市計画道路の変更 (概要)

(長野県決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・3号 駅前線

【起点又は終点の変更】 ○3・4・4号 山田線

(須坂市決定)

【起点又は終点の変更、車線数の決定】 ○3・5・2号 飯山線

【起点又は終点の変更】 ○3・5・6号 八町線

○須坂都市計画道路 …19路線、延長48.14km ※令和4年度末
(改良済み延長 約23.69km、整備率49%)

須坂都市計画道路は、経済の成長や人口の増加、交通量の増加、市街地の拡大などの社会・経済状況を背景に計画決定されてきたが、近年、人口減少、経済成長の鈍化等、社会情勢が大きく変化している。

このため、「都市計画道路見直し指針(2006年 長野県)」や「都市計画道路の見直しの手引き(2017年 国土交通省)」に基づき、必要性の検証を行いながら見直しに取り組んできた。

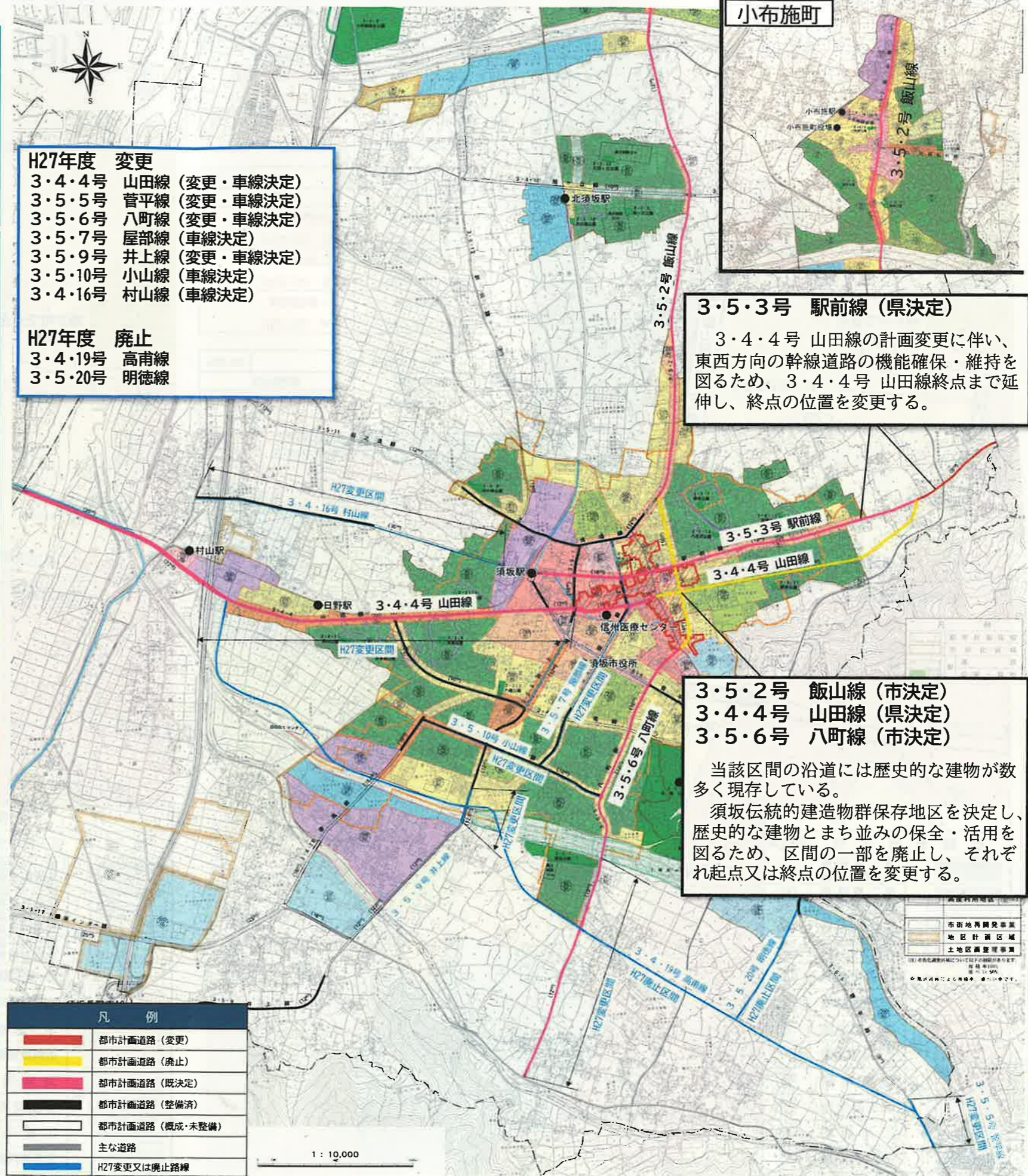
さらに、市街地の一部地区において伝統的建造物群保存地区(都市計画決定)及び重要伝統的建造物群保存地区(国選定)指定に向けた取り組みを行っており、都市計画道路との整合を図る必要が生じ、都市計画道路の再検討を行った。

○見直し手法

- ①現状把握(都市特性、交通特性など)
- ②見直し方針の設定と見直し検討路線(区間)の選定
- ③道路機能の評価(交通機能、代替の可能性など)
- ④評価結果の検証(道路網構成、需給バランスなど)
- ⑤都市計画見直し案策定(存続・変更・廃止など)

○見直しの経緯

- 平成17年度 須坂市幹線道路整備プログラムの策定
- 平成19年度 須坂市都市計画道路網検討委員会による検討
- 平成22年度 見直し案の公表、パブリックコメントの実施、地域別説明会の開催
- 平成27年度 須坂市都市計画審議会・長野県都市計画審議会の開催
- 令和元～3年度 第2回都市計画道路見直し検討
- 令和4年度 地元説明会(計3回開催)



H27年度 変更
 3・4・4号 山田線 (変更・車線決定)
 3・5・5号 菅平線 (変更・車線決定)
 3・5・6号 八町線 (変更・車線決定)
 3・5・7号 屋部線 (車線決定)
 3・5・9号 井上線 (変更・車線決定)
 3・5・10号 小山線 (車線決定)
 3・4・16号 村山線 (車線決定)

H27年度 廃止
 3・4・19号 高甫線
 3・5・20号 明徳線

3・5・3号 駅前線 (県決定)
 3・4・4号 山田線の計画変更に伴い、東西方向の幹線道路の機能確保・維持を図るため、3・4・4号 山田線終点まで延伸し、終点の位置を変更する。

3・5・2号 飯山線 (市決定)
3・4・4号 山田線 (県決定)
3・5・6号 八町線 (市決定)
 当該区間の沿道には歴史的な建物が数多く現存している。
 須坂伝統的建造物群保存地区を決定し、歴史的な建物とまち並みの保全・活用を図るため、区間の一部を廃止し、それぞれ起点又は終点の位置を変更する。

凡 例	
—	都市計画道路 (変更)
—	都市計画道路 (廃止)
—	都市計画道路 (既決定)
—	都市計画道路 (整備済)
—	都市計画道路 (概成・未整備)
—	主な道路
—	H27変更又は廃止路線

1 : 10,000